

大館市農業委員会総会議事録

令和 6 年 12 月 13 日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和6年12月13日（金）午後14時00分 開会			
	場 所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（17名）					
1番	高坂 千悦	9番	斎藤 重春	17番	畠山 繁司
2番	岩澤 トシ子	10番	石山 元一	18番	藤盛 久登
4番	富樫 俊昌	11番	小畑 美恵子	19番	小畑 純市
5番	伊藤 昇	12番	嶋田 久美子		
6番	菅原 一成	13番	藤原 信雄		
7番	小林 大樹	14番	渡邊 久留美		
8番	安部 幸美	15番	浅利 瑞穂		
3. 欠席委員の氏名（ 2名）					
2番	渡邊 久雄	16番	阿部 重信		
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局 長	渡辺 孝義			
	係 長	工藤 学			
6. 議事録署名委員	18番	藤盛 久登		19番	小畑 純市
7. 書記	工藤 学				

報 告 ・ 議 案	
報告第 21 号	農用地利用集積等促進計画の認可について
報告第 22 号	賃貸借の合意解約通知について
議案第 51 号	賃借権設定及び使用賃借の権利設定の許可申請について（農地法第 3 条）
議案第 52 号	所有権移転による許可申請について（農地法第 3 条）
議案第 53 号	所有権移転による許可申請について（農地法第 5 条）
議案第 54 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第 55 号	農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について

係長

開会に先立ちまして、本日の出席委員は定足数に達していることをご報告いたします。

それでは、定刻になりましたので、ただ今より大館市農業委員会総会を開催いたします。

はじめに、会長より挨拶をお願いいたします。

会長

— 挨拶 —

係長

会長ありがとうございました。

続きまして、議案審査に入ります。大館市農業委員会総会会議規則第4条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、会長に議事の進行をよろしくをお願いいたします。

議長

それでは、暫時議長を務めさせていただきます。

大館市農業委員会総会会議規則第16条第2項の規定により、議事録署名委員の選任が必要となります。当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号18番 藤盛 委員、議席番号19番 小畑 委員にお願いします。

議長

それでは、報告に入ります。

業務報告から報告第22号まで一括して事務局から説明願います。

局長

報告いたします。1ページをお開き願います。

本会主催以外の会議等の出席であります。11月22日(金)秋田県農業会

議 第 1 0 4 回常設審議委員会（秋田市）会長が出席しております。11 月 27 日（水）農業者年金加入推進セミナー及び県選出国會議員要請集会（東京都）会長と小林推進委員が出席しております。11 月 28 日（木）全国農業委員会会長代表者集会（東京都）会長が出席しております。

続きまして、2 ページをお開きください。

報告第 21 号 農用地利用集積等促進計画の認可について

大館市長から、農用地利用集積等促進計画を認可する通知があったので報告する。

3 ページをお開きください。内訳となっております。

計 4 件で、9 月に行われた総会において可決されたものであります。

続いて 4 ページをお開きください。

報告第 22 号 賃貸借の合意解約通知について

農地法第 1 8 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知があったので報告する。

5 ページをお開き願います。

解約理由については、公社を通じて借人に売するため 4 件、贈与するため 1 件、借人に売するため 4 件、他に売するため 2 件、他に貸すため 14 件、借人死亡のため子へ貸し直し 2 件、借人が経営規模縮小するため 7 件、耕作不便のため 5 件で合計 39 件であります。田の 157 筆 226,968 m²、畑の 1 筆 4,071 m²、合計面積は 231,039 m²であります。

内訳ですが、6 ページNo.181 から 7 ページのNo.184 まだが公社を通じて借人に売するためであります。No.185 が贈与するため、No.186 から 9 ページのNo.189 まだが借人に売するため、No.190 からNo.191 まだが他に売するため、10 ページNo.192 から 14 ページNo.205 まだが他に貸すためであります。No.206 からNo.207 まだ借人死亡のため子へ貸し直し、16 ページNo.208 から 18 ページNo.214 まだ借人が経営規模縮小するためであります。18 ページNo.215 から 20 ページ

No.219 までが耕作不便となっております。

報告は以上となります。

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

1 番(高坂 委員)

No.215 からNo.217 までの耕作不便のための解約があるが、推進委員が相談を受けている件だと思うが。借りる方は決まっていないか。

事務局（工藤係長）

耕作不便のためとなっておりますが、地区担当の推進委員が探しているところまでは報告を受けております。

1 番(高坂 委員)

わかりました。

議長

他にありませんか。

～意見・質問の声なし～

議長

ないようですので、議事に移ります。

議長

初めに、議案第 51 号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

21 ページをお開き願います。

議案第 51 号 賃借権設定及び使用賃借の権利設定の許可申請について
(農地法第 3 条)

農地法第 3 条の規定による賃借権設定及び使用賃借の権利設定の許可申請があったので、この可否について意見を求める。

22 ページをお開き願います。

経営拡張の 1 件、田の 8 筆 903.28 m²であります。

また、別添の農地法 3 条の調査書をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号の不許可事項には該当しておらず、許可要件のすべてを満たすものと考えております。

ご審議、よろしくお願いいたします。

議長

議案第 51 号 について審議いたします。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 51 号 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 52 号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

24 ページをお開き願います。

議案第 52 号 所有権移転の許可申請について（農地法第 3 条）

農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったので、この可否について意見を求める。

25 ページをお開き願います。

受贈の 2 件と経営拡張の 8 件、計 10 件で、田の 46 筆 48,066 m²、畑の 4 筆 2,137 m²となっております。

26 ページの内訳です。No.34、No.35 が受贈となっております。No.36 から 29 ページNo.43 が経営拡張となっております。

別添の農地法 3 条の調査書をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号の不許可事項には該当しておらず、許可要件のすべてを満たすものと考えております。

以上ご審議、よろしくお願いいたします。

議長

議案第 52 号 について審議いたします。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 52 号 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 53 号を議題とします。

事務局より議案のNo.13 について説明をお願いします。

局長

30 ページをお開き願います。

議案第 53 号 所有権移転の許可申請について（農地法第 5 条）

農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり許可・不許可相当の意見を求める。

32 ページをお開き願います。

上段のNo.13 が宅地分譲で、畑の 1 筆 595 m²であります。説明は以上です。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、No.13 の現地調査の結果を議席番号 6 番の 菅原 委員よりご報告願います。

6 番(菅原 委員)

6 番の菅原 一成 です。

議案第 53 号No.13 について、去る 12 月 2 日に渡邊 久雄 委員と事務局 1 名の 3 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

申請者が譲渡人の農地を譲受し、隣接の敷地と一体利用して宅地分譲地とし宅地造成するものです。

申請地は 33 ページの位置図になります。

この場所は、大館東台郵便局から南に約 210mに位置する第 2 種中高層住居専用地域の第 3 種農地であり、保全管理されておりました。

34 ページの配置図にありますように、転用にあたっては、盛土は行わず整地を行い、北側は、宅地の高さに合わせ、西側、東側は道路の高さに合わせ、南側は境界ブロックを設置して土砂流出を防ぎます。

雨水排水は自然流下とし、汚水や生活雑排水は、公共下水道に放流する計画であることから問題が無いものとみてまいりました。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただ今、菅原 委員から、現地調査の結果報告があった『議案第 53 号 No.13』について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

14 番(渡邊 委員)

この道路は時々通るので見ている。畑になっているけれど、適切に管理されているのか。

事務局（工藤係長）

道路側は草刈されているが、奥は草が伸びている。奥が目立って整備されていないように見えるかもしれません。ほかに、近くに大木もあるのであわせて見ると整備されていないように見えるかもしれません。

14 番(渡邊 委員)

わかりました。

議長

他にありませんか。

1 番(高坂 委員)

一体利用地とはどういう意味か。

事務局（工藤係長）

宅地の一部を分筆して、農地と一緒に分譲する形です。宅地と畑を一体利用することになります。

1 番(高坂 委員)

わかりました。

議長

他にありませんか。ないようですので、次に移ります。

議長

次に、『No.14』について事務局より議案の説明をお願いします。

局長

先程の 32 ページをお開き願います。

下段のNo.14 資材置き場であります。No.14 は田の 1 筆 1,400 m²であります。

事務局からは以上です。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、No.14 の現地調査の結果を議席番号 6 番の 菅原 委員よりご報告願います。

6 番（菅原 委員）

議案第 53 号No.14 について、去る 12 月 2 日に渡邊 久雄 委員と事務局 1 名の 3 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

申請者は現在の既存施設にある資材置場に配管等の資材や砕石などを置いて利用してきたが、資材の量が多くなり、現在の敷地では足りなくなっていることから、隣接する農地を譲受けて資材置場を拡張するものです。

申請地は 35 ページの位置図になります。

この場所は、茂屋集落センターから東に約 210m に位置する第 1 種農地で、水稻が収穫されておりました。

36 ページの配置図にありますように、転用にあたって、申請地は農業振興地域農用地区あるため除外申請により農用地区域外としてから進めてお

り、計画では 30 c m の盛土をして、北側は、隣接農地に畦畔を新設し、南側は既存敷地に高さを合わせ、西側は既存側溝より高さを低くします。東側は、安定勾配とし緩衝帯を設け、土砂流出を防ぐこととしています。

資材置場であることから汚水や生活雑排水はできません。雨水は自然流下とする計画であり、この転用は、事業所敷地の拡張で既存の敷地面積の 2,816 m² の 1/2 を超えないため、問題は無いものとみてまいりました。

なお、当該地域は、田代町土地改良区の管理地域であり申請、承諾を得ております。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただ今、菅原 委員から、現地調査の結果報告があった『議案第 53 号 No. 14』について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

19 番(小畑 委員)

農振地域を除外して、隣地と一体利用するとしているが、地目変更した後、何年か後に宅地分譲してもよいのか。

事務局（渡辺局長）

農地法の縛りはなくなる。

19 番(小畑 委員)

ということは、売ってもよくなるのか。

事務局（渡辺局長）

そうなります。

19 番(小畑 委員)

1/2 を超えていないのはどうしてか。

1 番(高坂 委員)

縛りがある。

事務局（工藤係長）

農地法で、事業所拡大については、1/2 を超えてはならないとなっているので、1,400 m² となっていて、今回の転用に関しては、1 筆全部だと面積を超えるので、分筆している。

19 番(小畑 委員)

わかりました。

議長

他にありませんか。

議長

それでは、議案第 53 号 No.13 とNo.14 について一括して採決します。

議案第 53 号 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

議長

次に、議案第 54 号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

37 ページとなります。

議案第 54 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第3条第1項第2号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

38 ページをお開き願います。

令和 6 年度農用地利用集積計画（第 9 号）であります。

総括表です。新規の契約期間 5 年が 2 件、10 年が 12 件、合計 14 件。田の合計面積 74,757.35 m²、畑の合計面積 3,111 m²であります。内訳が 39 ページです。

続きまして 40 ページをお開き願います。

こちらも総括表、再設定です。契約期間 3 年が 18 件、4 年が 2 件、5 年が 8 件、6 年が 3 件、10 年が 20 件、合計 51 件で田の合計面積 286,778.21 m²、畑の合計面積 697 m²であります。内訳が 41 ページからですが、権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利の設定をする土地の所在については、39 ページから 44 ページとなります。

また、利用集積計画書や確約書、営農計画書で要件は確認済みであることを申し添えます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議長

議案第 54 号の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、議案の審議に参加できない案件については、個別に退席して頂いて審議したいと思いますので、よろしくお願いします。

議長

はじめに『議案第 54 号 新－416～417 及び新－419～429、再－3～36 及び再－38～53』について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、『議案第 54 号 新－416～417 及び新－419～429、再－3～36 及び再－38～53』について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、『新－418、再－37』を審議します。

恐れ入りますが、議席番号 15 番 浅利 委員は退席願います。

(15 番 浅利 委員 退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、『新－418、再－37』について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 15 番 浅利 委員は入室をお願いします。

(15 番 浅利 委員 入室し着席)

議長

議案第 54 号について、異議なしと認め、原案のとおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

議長

次に、議案第 55 号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

45 ページとなります。

議案第 55 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について

農用地利用集積等促進計画（案）について、大館市長から意見聴取依頼があったので、これを回答するにあたり意見を求める。

46 ページをお願いいたします。令和 6 年度農用地利用集積等促進計画（第 6 号）であります。

総括表です。新規の契約期間 10 年が 16 件、17 年が 2 件、合計 18 件。田の合計面積 168,212 m²、畑の合計面積 9,702 m²であります。権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利の設定をする

土地については、47 ページの内訳をご覧ください。

続きまして 48 ページをお開き願います。

こちらは再配分となります。契約期間 17 年が 1 件で、田の合計面積 271 m²であります。こちらにも内訳については 49 ページをご覧ください。

続きまして 50 ページをお開き願います。

こちらは所有権移転の 4 件で田の合計面積は 22,623 m²であります。こちらにも権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利の設定をする土地の所在については、51 ページの内訳をご覧ください。

なお、利用集積計画書や確約書、営農計画書等で要件は確認済みであることを申し添えます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議長

議案第 55 号 について審議いたします。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 55 号 について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

議案第 55 号について、異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長

52 ページとなります。

本会主催以外の会議等としては、12 月 23 日（月）秋田県農業会議第 105 回常設審議委員会が秋田市で行われます。

以上となります。

議長

ただ今の行事日程について何か質問等ありませんか。

議長

ないようですので、事務局からなにかありませんか。

議長

ほかに何かありませんか。

特にないようですので、以上で議長の任を解かせていただきます。スムーズな進行にご協力いただいたことに感謝を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

係長

会長、ありがとうございました。

これを持ちまして、大館市農業委員会総会を閉会といたします。

午後 14 時 50 分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 6 年 12 月 13 日

議 長

議事録署名委員 18 番

議事録署名委員 19 番

農 地 法 第 3 条 調 査 書

議案第51号　No.5		所有権移転　●賃借権設定●　使用貸借権設定	
土地の所在		大館市櫃崎字大道下・・・　外・筆	
申請者	譲渡（貸）人	住　　　所	氏　　　名
		大館市字観音堂・・・	〇〇　〇〇
	譲受（借）人	住　　　所	氏　　　名
		大館市櫃崎字館宅地・・・	△△　△△
作　成　者		農業委員会事務局	

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理を行ってきたが、今後は譲受(借)人が経営規模を拡大して営農に資する計画である。本件の権利の設定により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月4日、富樫俊昌 農業委員と富樫覚推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農 地 法 第 3 条 調 査 書

議案第52号　No.34		所有権移転　・　賃借権設定　・　使用貸借権設定	
土地の所在		大館市立花字堀ノ下・・・　外・筆	
申請者	譲渡（貸）人	住　　　所	氏　　　名
		大館市立花字塚ノ下・・・	〇〇　〇〇
	譲受（借）人	住　　　所	氏　　　名
		大館市立花字塚ノ下・・・	△△　△△
作　成　者		農業委員会事務局	

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	譲渡(貸)人と譲受(借)人は同居する夫婦であり、申請地は、これまでも申請者世帯により耕作が行われている。本申請は、一部の農地を生前贈与して営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月3日、丸岡 信雄 推進委員と佐藤 謙一 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農 地 法 第 3 条 調 査 書

議案第52号 No.35		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定	
土地の所在		大館市二井田字中前田・・・ 外・筆	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市二井田字贅ノ里・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市二井田字贅ノ里・・・	△△ △△
作 成 者		農業委員会事務局	

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	譲渡(貸)人と譲受(借)人は同居する親子であり、申請地は、これまでも申請者世帯により耕作が行われている。本申請は、一部の農地を生前贈与して営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月3日、小林 大樹 農業委員と仲澤 信仁 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農 地 法 第 3 条 調 査 書

議案第52号 No.36		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定	
土地の所在		大館市二井田字中前田・・・ 外・筆	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		北海道北見市新生町・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市二井田字贅ノ里・・・	△△ △△
作 成 者		農業委員会事務局	

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後は一部の農地の贈与を受けて営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月3日、小林 大樹 農業委員と仲澤 信仁 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農 地 法 第 3 条 調 査 書

議案第52号　No.37		所有権移転　・　賃借権設定　・　使用貸借権設定	
土地の所在		大館市櫃崎字家ノ下・・・　外・筆	
申請者	譲渡（貸）人	住　　　所	氏　　　名
		大館市字部垂町・・・	〇〇　〇〇
	譲受（借）人	住　　　所	氏　　　名
		大館市櫃崎字大堀宅地・・・	△△　△△
作　成　者		農業委員会事務局	

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも農地として利活用されてきたが、農業経営上の負債整理となり、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で、権利取得するものである。本申請地取得後は、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月3日、富樫 俊昌 農業委員と富樫 覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農 地 法 第 3 条 調 査 書

議案第52号　No.38		所有権移転　・　賃借権設定　・　使用貸借権設定	
土地の所在		大館市花岡町字繫沢・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住　　　所	氏　　　名
		大館市花岡町字前田・・・	〇〇　〇〇
	譲受（借）人	住　　　所	氏　　　名
		大館市花岡町字繫沢・・・	△△　△△
作　成　者		農業委員会事務局	

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考え。 なお、12月3日、藤盛 久登 農業委員、浅利 瑞穂 農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農 地 法 第 3 条 調 査 書

議案第52号 No.39		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定	
土地の所在		大館市下川原字道下・・・ 外・筆	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市下川原字屋布・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市出川字上屋布岱・・・	△△ △△
作 成 者		農業委員会事務局	

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は農地所有適格法人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考え。 なお、12月5日、富樫 俊昌 農業委員、富樫 寛 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農 地 法 第 3 条 調 査 書

議案第52号 No.40		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定	
土地の所在		大館市軽井沢字軽井沢・・・ 外・筆	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		札幌市豊平区岸四条二丁目・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市軽井沢字軽井沢・・・	△△ △△
作 成 者		農業委員会事務局	

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理を行ってきたが、今後は譲受(借)人が経営規模を拡大して営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月3日、畠山 繁司 農業委員と秋元 優 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農 地 法 第 3 条 調 査 書

議案第52号 No.41		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定	
土地の所在		大館市比内町独鈷字沢村・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市比内町独鈷字橋場・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市比内町独鈷字沢村・・・	△△ △△
作 成 者		農業委員会事務局	

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行ってきたが、今後は譲受(借)人が経営規模を拡大して営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月3日、渡邊 久留美 農業委員と嶋田 久美子 農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農 地 法 第 3 条 調 査 書

議案第52号　No.42		所有権移転　・　賃借権設定　・　使用貸借権設定	
土地の所在		大館市比内町八木橋字畠沢・・・　外・筆	
申請者	譲渡（貸）人	住　　　所	氏　　　名
		秋田市山王沼田町10番・・・	〇〇　〇〇
	譲受（借）人	住　　　所	氏　　　名
		大館市比内町八木橋字畠沢岱・・・	△△　△△
作　成　者		農業委員会事務局	

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考え。 なお、12月3日、菅原 一成 農業委員、岸 恭 司 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農 地 法 第 3 条 調 査 書

議案第52号　No.43		所有権移転　・　賃借権設定　・　使用貸借権設定	
土地の所在		大館市比内町味噌内字屋布尻・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住　　　所	氏　　　名
		秋田市千秋矢留町・・・	〇〇　〇〇
	譲受（借）人	住　　　所	氏　　　名
		大館市比内町味噌内字下台・・・	△△　△△
作　成　者		農業委員会事務局	

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考え。 なお、12月3日、渡邊 久留美 農業委員、北村 鉄正 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない